

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「Empower Data, Innovate the Business, Shape the Future.情報に価値を、企業に変革を、社会に未来を。」をビジョンに掲げ、データに価値を与え、企業にイノベーションをもたらすことで、より良い社会の実現を目指しています。また「Build the Trust」という考え方のもと、「相手の期待を超える結果を出し、信頼される。」ことを当社のコアバリューと位置付けており、株主及び顧客の皆さまをはじめとするステークホルダー(利害関係者)からの信頼の獲得による持続的な事業発展、企業価値の向上に取り組んでいます。これらの実現に向けて、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定、経営の健全性・効率性の確保並びにコンプライアンス(法令遵守)の徹底が不可欠であり、適切なコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの各原則について全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、原則として、いわゆる政策保有株式を保有しません。

ただし、中長期的に当社の企業価値向上に資すると判断された場合、保有することがあります。

現在、資本業務提携契約に基づき、製造業分野における技術面及び営業面での協業を目的として、2社の上場会社株式を保有しております。継続保有の適否及び議決権行使については、協業の進捗状況を保有目的に照らした上で、取締役会で決定いたします。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

取締役と会社との利益相反取引、取締役の競業取引及び会社と関連当事者間の取引(グループ会社間取引を除く)を行う場合には、法令及び社内規程に基づき、複数の独立社外取締役を含む取締役会において審議した上で、承認を得ることとしております。

また、利益相反取引を事前審査する任意の委員会として、独立社外取締役及び独立社外取締役が協議により指名する当社取締役以外の者を委員とする特別委員会を臨時的機関として設置する特別委員会規程を定めています。

【補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社では人権方針(<https://corp.wingarc.com/sustainability/humanrights/human.html>)を策定し、一人一人の価値観や働き方の多様性を尊重し、事業運営にも多様な人材の参画や協働を通じてイノベーションを起こし、持続的な価値を生み出していくためにダイバーシティ&インクルージョンに取り組んでいます。その一環として「組織力の向上」を目的とした女性活躍推進に取り組み、当社の女性管理職比率向上のため、女性採用比率を上げるとともに女性管理職人材の育成、女性キャリアの中途採用などによる向上を目指しています。

2023年2月期時点の女性活躍指標の状況については、全社員に対する女性社員比率:25.4%、女性管理職比率:12.2%となっています。

<女性活躍に関する目標値>

2026年までに女性社員比率 30%

2026年までに女性管理職比率 15%

なお、当社は中途採用者の数が多く、管理職に占める中途採用者比率は2023年2月期時点で87.8%と高い水準にあり、目標値は定めておりません。また、外国人の管理職への登用については、国内を中心とする事業展開となっていることから、現時点では目標値は定めておりませんが、当社では「人権に配慮した(差別のない)雇用」や「登用、職場における多様性」をマテリアリティとして定めており、上記の女性管理職比率向上にとどまらない、多様性の確保に向けて取り組んでおります。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には、現時点で企業年金はございません。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

() 当社ビジョンについては、「Empower Data, Innovate the Business, Shape the Future.情報に価値を、企業に変革を、社会に未来を。」と定めており、ホームページで公表しております。

() 本報告書の「1 基本的な考え方」をご参照ください。

() 本報告書の「1 [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

() 取締役の選任については、人格・識見に優れ、当社の取締役として相応しい豊富な経験・専門性を有する人物を候補者としております。当社が求める専門性については「補充原則4 - 11 取締役全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性、規模に関する考え方」をご参照ください。監査役の選任については、業務執行者からの独立性が確保できるか、公正不偏の態度を保持できるかなどを勘案して、監査役としての適格性を慎重に検討した上で行っております。

また、取締役並びに執行役員の選解任及びその評価・基準については、取締役会もしくは代表取締役の諮問機関として、過半数を独立性のある社外取締役で構成される指名・報酬委員会が審議し、答申を行っております。

()取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任についての説明については、株主総会参考書類に選解任の理由を記載してまいります。

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組み等】

<サステナビリティについての取組み>

当社は2018年4月にサステナビリティ推進委員会を設置し、当該委員会を中心に経営者及び全社員の認識の共通化を図りながら、サステナビリティ活動効果の最大化を目指しております。同委員会はサステナビリティ担当役員を委員長とし、代表取締役、財務担当役員、技術担当役員、マーケティング担当役員で構成されております。毎月1回程度開催し、サステナビリティに関する動向の共有、ステークホルダーへの期待に対応するための重要課題への取組み状況などに関する議論を行っております。

当社のサステナビリティについての方針・取組みの詳細は、当社統合報告サイト(<https://ir.wingarc.com/reporting/sustainability/#a01>)において開示しておりますので、同ページをご参照ください。

気候変動などの環境問題に関しては、国際的な枠組みである気候変動問題に関するパリ協定目標の実現に貢献するため、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言に沿った開示を行い、気候変動に対応する自社の目標を定め、事業を通して積極的に温室効果ガスを削減するための取組みを進めております。

気候変動対応への取組みは当社コーポレートサイト(<https://corp.wingarc.com/sustainability/environment/climate.html>)に開示しております。また、「環境マネジメントシステム(EMS)」の国際規格である「ISO14001」の認証登録を2020年5月8日に取得し、運用を開始しています。なお、EMSへの具体的な取組みの詳細については当社コーポレートサイト(<https://corp.wingarc.com/sustainability/environment/ems.html>)において開示しておりますのでご参照ください。

<人的資本、知的財産への投資等>

(人的資本への投資)

当社では、戦略的な成長投資領域となるクラウド/DX人材の獲得と育成を中長期的な成長に不可欠な要素と位置付けています。具体的には、採用に関してはマーケットの動向を注視し、競争力のある報酬体系の維持、転職願在層のみならず転職を検討していない優秀なDX人材に対して、情報発信やイベント等の接触機会を創出し、外部タレントのプールを独自に構築することで採用力強化に注力しています。これらにより経験豊富な中途社員と新卒社員のハイブリッドな獲得を実現しています。

内部人材については、全社横断的なタレントマネジメントによる人材のたな卸しを実行し、競争力のある報酬を個別に設計しております。特にハイポテンシャル人材については経営陣が直接参画する育成プランの実行により、戦略実現に不可欠な人材の育成・リテンションに努めています。

(知的財産への投資)

当社は創業以来、データが持つ価値に注目し、当社独自のテクノロジーによってデータから新しい価値を創造し、企業のDXを推し進めてまいりました。当社はこの他に社に真似のできない独自のテクノロジーを競争力の源泉と捉えており、研究開発活動への投資を積極的に進めております。あわせて、法務部が中心となり、この研究開発活動から得られた発明やこれらを用いた製品及びサービスのブランド等の特許権、意匠権、商標権などの「知的財産」として保護しており、その進捗や成果について取締役会への報告を実施しています。

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社の取締役会では、法令・定款に定める事項のほか、取締役会規程に定める重要な事項について、決定することとしております。取締役会での決議を要しない事項については、「職務権限規程」及び「職務権限基準表」に基づき、経営陣に権限委譲しております。

また、執行役員制度を採用することで、経営の意思決定・監督を担う取締役会と個別の業務執行を担当する執行役員が機能分担し、機動的かつ効率的な意思決定と業務執行を行う体制を構築しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役及び社外監査役に関しては、会社法や東京証券取引所が定める独立役員基準に照らし、一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、客観的な監督・監査等の役割が期待できる者を候補者としております。

【補充原則4 - 10 指名・報酬委員会の設置等】

当社は独立社外取締役を過半数とする任意の指名・報酬委員会を設置しており、取締役及び執行役員の選解任や評価、報酬等について、ジェンダー等の多様性やスキルの観点から踏まえて審議しております。

指名・報酬委員会の構成、役割については「任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性」及びその補足説明をご参照ください。

【補充原則4 - 11 取締役全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性、規模に関する考え方】

当社は取締役8名、監査役3名で構成されており、そのうち社外役員は7名(63.6%)、女性役員は2名(18.2%)となっております。取締役会及び監査役会は経営、事業等に関する豊富な経験と高い知見、専門知識を有する取締役で構成されることが望ましいと考えております。当社の中長期的な経営戦略や事業特性等に応じた各取締役及び監査役に期待する知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックス表については別表3をご参照ください。

なお、各取締役の職歴については、当社有価証券報告書「役員状況」をご参照ください。

【補充原則4 - 11 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

当社の取締役及び監査役につきましては、取締役会や監査役会への出席率も高く、適切に責務を果たすために必要な時間・労力を確保できていると考えております。また、他の上場会社の兼任社数は合理的な範囲であると判断しており、兼任状況については事業報告または株主総会参考書類に掲載してまいります。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性評価】

当社は2023年1月に第三者機関による取締役会の実効性評価を実施いたしました。本評価の目的、方法及び結果の概要は以下のとおりです。

【評価目的】

ビジョンの実現にあたり事業環境の変化に対応した迅速な意思決定、経営の健全性・効率性の確保並びにコンプライアンス(法令遵守)の徹底が不可欠であり、適切なコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めており、取締役会が期待される役割を実効的に発揮できるよう、毎年、取締役会の実効性を分析ならびに評価することとしております。

【評価の方法】

2023年2月期における取締役会の実効性評価につきまして、取締役・監査役全員を対象にアンケート調査を実施しました。当社の取締役会がその役割・責務を実効的に果たすうえで重要と考えられる事項(取締役会の構成と運営、戦略にかかる審議等)を確認するとともに、サステナビリティを巡る課題等への取締役会の関与などについて確認しました。当期は客観性を担保した評価を実施するため、アンケートの設計及びその分析評価にあたり外部機関を活用しました。

【評価結果の概要】

審議の結果、取締役会は適切な割合の独立社外取締役が参画し建設的に議論に参画している点などが高く評価され、実効的に機能していると評価されました。一方で、更なる実効性の向上に向け、当社を取り巻く環境変化が大きいことを踏まえ、戦略に関連する議論を更に充実させることや、持続的な成長に向け、指名・報酬委員会及び取締役会が経営陣のサクセッションの監督に一層取り組む必要性を認識しました。これらの課題認識を踏まえ、取締役会はより実効的に機能できるよう努めてまいります。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

社内役員向けに「危機管理・リスクマネジメント」や「インサイダー取引防止」に関する研修会を実施しております。今後は社外役員も対象に含め、計画的に研修を実施していく予定です。

【原則5 - 1、補充原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、以下の方針に基づき、株主との建設的な対話を促進しております。

- () 当社では管理担当役員がIR担当役員として株主・投資家とのコミュニケーションを統括しております。
- () 建設的な対話が実現するように目配りを行うことで、関連部門が適切に連携しております。
- () 決算説明会やアナリスト説明会、ホームページでの情報開示の充実等を計画しております。
- () IR活動のフィードバックについては、適宜、取締役会に報告し、必要なものについては対応を行っていく予定です。
- () インサイダー情報については、内部者取引管理規程に基づき管理を行い、情報漏洩が発生しない体制を構築しております。

【補充原則5 - 2 事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況】

2022年1月13日公表の中期経営方針において事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
IW.DXパートナーズ株式会社	7,643,470	22.22
東芝デジタルソリューションズ株式会社	4,604,700	13.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,241,200	9.42
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,501,800	4.37
モリス有限責任事業組合	1,400,000	4.07
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE UKUC UCITS CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY AC COUNT	1,247,700	3.63
株式会社PKSHA Technology	1,034,900	3.01
GOVERNMENT OF NORWAY	697,600	2.03
鈴与株式会社	537,300	1.56
JP MORGAN CHASE BANK 380684	421,500	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

大株主の状況は2023年8月末現在です。外国人株式保有比率及び割合(%)は自己株式を控除して計算しております。2023年9月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ジュピター・アセット・マネジメント・リミテッドが2023年7月13日現在で1,739,700株(5.02%:発行済株式総数に対する割合)を保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 プライム

決算期 2月

業種 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山澤 光太郎	他の会社の出身者											
矢島 孝應	他の会社の出身者											
岡田 俊輔	他の会社の出身者											
飯泉香(戸籍名:目次香)	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山澤 光太郎			日本銀行及び日本取引所グループでの豊富な経験と上場企業としてのコーポレート・ガバナンスに関する見識を有しており、多様な視点からの経営全般に関する助言及び適切な監督機能を期待し、選任しております。なお、同氏は取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
矢島 孝應			メーカーにおけるCIO(Chief Information Officer)としての経験や特定非営利活動法人CIO Loungeの理事長としてのIT業界における幅広い見識に基づき、経営全般とDXビジネスの観点から有用な助言を行っていただくことを期待し、選任しております。なお、同氏は取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
岡田 俊輔		岡田俊輔氏は、当社株式(自己株式を除く)の13.39%を保有する主要株主である東芝デジタルソリューションズ株式会社の取締役社長であります。	東芝デジタルソリューションズ株式会社での豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般とデータビジネスの観点から有用な助言を行っていただくことを期待し、選任しております。
飯泉香(戸籍名:目次香)			トレンドマイクロ株式会社での豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般、マーケティングおよび情報セキュリティの観点から有用な助言を行っていただくことを期待し、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	2	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	2	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、取締役・執行役員の選解任及びその評価・基準、報酬、代表取締役社長の後継者計画等において、独立性・透明性を確保し、当社グループの経営に対する監督機能を強化し、また、取締役・執行役員候補者の選任・育成を担うことで経営基盤の強化に資することを目的として、任意の機関として指名・報酬委員会を設置しています。取締役の選解任及び報酬等は、当該委員会に事前に諮問し、その答申を最大限尊重して取締役会で決定しています。

当該委員会の構成は、委員の員数は3名以上7名以下とし、当社の取締役社長及び取締役会長、独立社外取締役の中から取締役会の決議により選任しております。なお、当該委員会は独立社外取締役が過半数となるように選任するものとしております。

現委員：独立社外取締役 山澤光太郎、独立社外取締役 矢島孝應、独立社外取締役 飯泉香(戸籍名:目次香)

取締役会長 内野弘幸(委員長)、代表取締役社長執行役員CEO 田中潤

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社はEY新日本監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。また、内部監査部門として内部監査室を設置しております。監査役、会計監査人であるEY新日本監査法人、内部監査室が監査を有効かつ効率的に実施するため、各監査計画や監査実施状況について適宜情報交換を実施し、情報の共有に努めております。具体的には四半期に1回、3者間でミーティングを実施し、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大江 修子	弁護士													
浅枝 芳隆	公認会計士													
岩下 成規	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大江 修子		大江修子氏がパートナーを務めるTMI総合法律事務所は当社の顧問弁護士が所属している弁護士事務所です。当社の年間支払額は同事務所の総収入の1%未満です。	弁護士として法律に関する豊富な経験と高い見識を有しており、社外監査役として監査機能の実効性を高めて頂きたくことを期待し、選任しております。なお、同氏は取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。

浅枝 芳隆		公認会計士として会計・財務に関する豊富な経験と高い見識を有しており、社外監査役として監査機能の実効性を高めていただくことを期待し、選任しております。なお、同氏は取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
岩下 成規		最高財務責任者、コンプライアンス・オフィサー、コーポレート・コントローラー等の経験を通じて金融・財務及びコンプライアンスに関する豊富な経験と高い見識を有しており、社外監査役として監査機能の実効性を高めていただくことを期待し、選任しております。なお、同氏は取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

下記、「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、その他
-----------------	-----------------------

該当項目に関する補足説明

下記、「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員区分ごとの報酬等及び対象となる役員の員数			
役員区分	報酬等の総額(千円)	うち基本報酬 / 業績連動型株式報酬 / 賞与	対象となる役員の員数(人)
取締役(社外取締役を除く)	277,590	157,002 / 62,865 / 57,723	4
監査役(社外監査役を除く)		/ /	
社外取締役	33,596	29,102 / 4,494 /	4
社外監査役	28,002	28,002 / /	4

2023年2月期の報酬額となります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は2021年4月13日の取締役会において、取締役の個人毎の報酬等の決定方針を決議しております。取締役等の個人毎の報酬額の決定に際しては、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会に事前に諮問し、その答申を最大限尊重して取締役会で決定しております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役及び執行役員(以下、「取締役等」)の報酬は、次の2つの目的を実現するための制度になっております。

・業務執行取締役等(業務執行取締役及び執行役員)においては、業績の拡大と中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めること目的とします。

・非業務執行取締役においては、業務執行への適切なガバナンス機能を果たすことを目的とします。

取締役等の報酬はa. 固定報酬である基本報酬、b. 業績連動賞与、c. 業績連動型株式報酬から構成されています。取締役等の個人毎の報酬額の決定に際しては、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会に事前に諮問し、その答申を最大限尊重して取締役会で決定しております。

なお、報酬限度額は取締役に対する金銭報酬(上述のa. 基本報酬とb. 業績連動賞与の合計額)を2016年10月14日開催の臨時株主総会において年額550百万円以内(支給対象は定款上の取締役の員数の上限9名)としております。また、取締役等に対する株式報酬(上述のc. 業績連動型株式報酬)は、2021年5月27日開催の第5回定時株主総会において、3事業年度ごとに600百万円以内、300,000株を上限(1事業年度に換算すると200百万円以内、100,000株)としております。

a. 基本報酬

業務執行取締役等においては、業務執行の職責をもとに定める等級別にあらかじめ定められた報酬を毎月支給するものとし、非業務執行取締役の報酬につきましては、取締役の社会的地位、会社への貢献度及び就任の事情等を総合的に勘案して決定しております。

b. 業績連動賞与

業績連動賞与は業務執行取締役等に年1回支給し、非業務執行取締役には支給いたしません。個人毎の報酬額は、指名・報酬委員会が定めたルールにおいて、賞与の計算方法を定めております。具体的には、業績との連動性を高めることを目的とし、売上・連結調整後親会社の所有者に帰属する当期利益の定量項目と業務執行における定性項目から構成される評価に基づき、各業務執行取締役等の賞与を決定するものとしております。賞与に占める定量項目と定性項目の標準的な割合は8:2となっています。なお、支給対象者における報酬総額(a + b + c)に占める割合は10% ~ 15%で、職位が高くなるほどその割合が高くなる設計としております。

2023年2月期の連結業績において売上収益は目標21,000百万円に対し、実績22,349百万円、調整後当期利益は目標3,450百万円に対し、実績4,401百万円となり、いずれの業績目標も達成しました。

c. 業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬は、取締役等の報酬と当社の業績との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意識を高めることを目的としており、業績目標の達成度に応じた「業績連動付与」と役員に応じた「固定付与」から構成されます。「業績連動付与」は業務執行取締役等へのみ、「固定付与」は業務執行取締役等、非業務執行取締役ともに、毎年支給されます。業務執行取締役等における「業績連動付与」と「固定付与」の標準的な割合は1:1となっています。業績連動に係る業績目標は、連結売上収益及び連結調整後EBITDAとしております。なお、報酬総額(a + b + c)に占める割合は15% ~ 20%で、職位が高くなるほどその割合が高くなる設計としております。なお、本制度により付与される株式は役員退任後1年が経過するときに継続保有することとなっております。

2023年2月期の連結業績において売上収益は目標21,000百万円に対し、実績22,349百万円、調整後EBITDAは目標6,000百万円に対し、実績7,163百万円となり、いずれの業績目標も達成しました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

議題の具体的な内容を十分に理解した上で取締役会に臨めるよう、取締役会事務局が社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会資料を事前に送付し、必要に応じて補足説明等を行っております。

また監査役会事務局を設置しており、社外監査役の情報収集や調査等をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

a. 取締役会

取締役会は8名の取締役(うち4名が会社法第2条第15号に定める社外取締役)で構成され、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、取締役会長の内野弘幸を議長とし、法令で定められた事項及び経営に関する重要な事項を決定するとともに、当社グループ全般に係る経営課題に対処し、業務の執行状況を監督する機関と位置付けております。また、迅速な意思決定が必要となる事項が生じた場合には、随時取締役会を開催し、十分な議論の上で経営の意思決定を行っております。

b. 監査役会

監査役会は3名の監査役(全員が会社法第2条第16号に定める社外監査役、うち1名が常勤監査役)で構成され、原則として1ヶ月に1回開催して

おり、監査役会の議長は常勤監査役が務めております。監査方針及び監査計画に基づき取締役の職務執行等の監査を行っております。業務監査においては取締役会への出席のほか、常勤監査役はグループ会社で開催されているものを含め、重要な会議に出席し、取締役の職務遂行について厳正な監視を行うとともに、積極的に意見を述べており、意思決定の過程や取締役の業務執行状況について確認ができる運営体制となっております。また、書類の閲覧等を通じ内部統制システムの運用状況を監査しております。

c. 会計監査人

会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、決算内容について監査を受けております。

d. 執行役員

業務執行機能と意思決定・監督機能の役割を分離し、意思決定権限及び責任の明確化並びに機動的な業務執行の実現を目的として、いわゆる執行役員制度を導入しております。

e. 経営会議

社内取締役と執行役員が出席する経営会議を原則として週1回開催し、取締役会決議により委任された重要な業務執行の全部又は一部及びその他の業務執行に関する事項等について審議・決定し、迅速な経営判断と効率化を図っております。なお、経営会議の議長は代表取締役社長執行役員CEOが務めております。

f. その他

当社はコンプライアンスを含むリスク管理を行うリスク・コンプライアンス委員会、情報資産の管理を行う情報セキュリティ委員会、CSR(サステナビリティ)活動を行うサステナビリティ推進委員会を設置しております。

この他、取締役による利益相反取引の承認等に際しての事前諮問について、当該諮問内容を調査・審議し、取締役会又は取締役会により権限を委任された代表取締役その他の取締役に対して答申を行うことを目的として特別委員会を臨時的機関として設置する特別委員会規程を定めています。特別委員会の人数は3名以上とし、独立性及び透明性を確保し、経営に関する監督機能を強化するために、社外取締役及び社外取締役がその協議により指名する当社取締役以外の者で構成されることとしています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の透明性や健全性を確保するとともに、意思決定の迅速化を図るために現在のコーポレート・ガバナンス体制を採っております。監査役制度を採用しておりますが、業務執行機能と意思決定・監督機能の役割を分担するために、執行役員制度を設けるとともに、独立社外取締役を中心に構成する指名・報酬委員会を任意の機関として設置することにより、経営に対する監督機能を強化することを企図しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早期に発送できるよう努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会はいわゆる「総会集中日」を避ける日程での開催を検討してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社が開設した専用ウェブサイトにおいて、電磁的方法による議決権行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	「狭義の招集通知」と解される内容の英訳を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IRサイト(https://ir.wingarc.com/disclosurepolicy/)に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的にあナリスト・機関投資家向け説明会の開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社IRサイト(https://ir.wingarc.com/)に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当が属するCFO室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では「コンプライアンス&法務マニュアル」により、ステークホルダーの立場を尊重することを定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	サステナビリティ推進委員会を設置し、サステナビリティ活動に取り組んでいます。詳細は【補充原則3-1 サステナビリティについての取組み等】をご参照ください。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では「適時開示規程」により、株主、取引先等のステークホルダーに対する適切な情報公開を行うことを定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社の社会的責任及び企業理念を全うするため、基本的なコンプライアンス体制を明確化するとともに、コンプライアンスを企業風土に醸成することを目的とするコンプライアンスガイドラインを定める。
- ・法令、通達違反、非倫理的行為等に付随するコンプライアンスリスクを含め、業務リスクに関するリスク管理を行う組織として、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、法令及び定款の遵守体制を強化する。
- ・法令違反行為等を早期発見し、適切に対応するための体制として、コンプライアンス相談ラインを設置する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る重要文書(電磁的記録を含む。)は、関連資料とともに、法令及び文書管理規程に従い保存する。
- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理体制を強化するために全社ではISO27001、クラウドサービスではISO27017及びISO27018の要求事項に基づく情報セキュリティマネジメントシステムの運用とその改善に努める。
- ・情報資産の管理体制の実効性を高めるために、情報セキュリティ委員会を設置する。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社の事業の目的達成を確実なものとするため、平常時におけるリスク管理体制及び、事故が発生又はその蓋然性が高まった場合における緊急事態対応体制を整備するために、リスク管理基本規程を制定する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会規程を制定し、当該規程において取締役会の運営に関する事項を定めることとする。
- ・各取締役の所管業務を効率的に統括管理するために、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程を制定し、各規程において業務遂行の責任体制を明確にするとともに業務の組織的な運営体制を構築することとする。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・グループ会社管理規程において、当社グループ各社における業務の管理手続きを制定することとする。
- ・当社の内部監査室は、当社における業務の適正を確保するために、子会社及び関連会社の内部監査を実施することとする。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人及び取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役が、その職務を補助する使用人の配置を求めた場合は、監査役と取締役が協議のうえ、専任者若しくは兼務者を置くこととし、人選についても、同様に協議するものとする。
- ・監査役がその職務を補助する使用人につき、監査役より監査業務に必要な指示・命令を受けた場合、その指示・命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ・監査役がその職務を補助する使用人の人事に関する事項については、監査役と事前に協議するものとする。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において、その担当業務の執行状況の報告を行うこととする。
- ・取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役に報告を行うこととする。
- ・監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対し、業務執行状況に係る報告を求めることができる。
- ・監査役は、重要な議事録、稟議書類等を常時閲覧できるものとする。

その他監査役がその職務を補助する使用人を置くことを確保するための体制

- ・代表取締役社長、会計監査人、内部監査室等は、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することとする。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理基本規程を制定し、平常時におけるリスク管理計画を策定し、リスク・コンプライアンス委員会がモニタリングするとともに、有事の際の緊急事態対応体制を予め整備し、リスクの未然防止と軽減に努めております。

また、顧客企業の機密情報の管理の徹底と個人情報保護のため、セキュリティポリシー及び各種運用ルールの策定及び導入、役員及び従業員に対する教育プログラムを実施しております。

その他、法令・諸規則遵守の強化を図り、倫理観を高め良識ある行動の維持、向上のため、役員及び従業員に対する教育プログラムを実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力からの関与を断固として拒絶し、これらの活動を助長するような行為は一切行わず、これらの勢力に対しては、会社をあげて毅然とした姿勢で対決することを基本方針とし、「反社会的勢力対応規程」を整備し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制を構築しております。また、実務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力排除に関するマニュアル」を整備しております。

反社会的勢力の排除に関する最高責任者はリスク管理統括責任者、実際の業務における責任者を総務部長とし、万一、不当要求等の接触があった場合には警察等の外部専門機関と相談し、適切な措置を講じることができる体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

・適時開示体制に関する取り組み

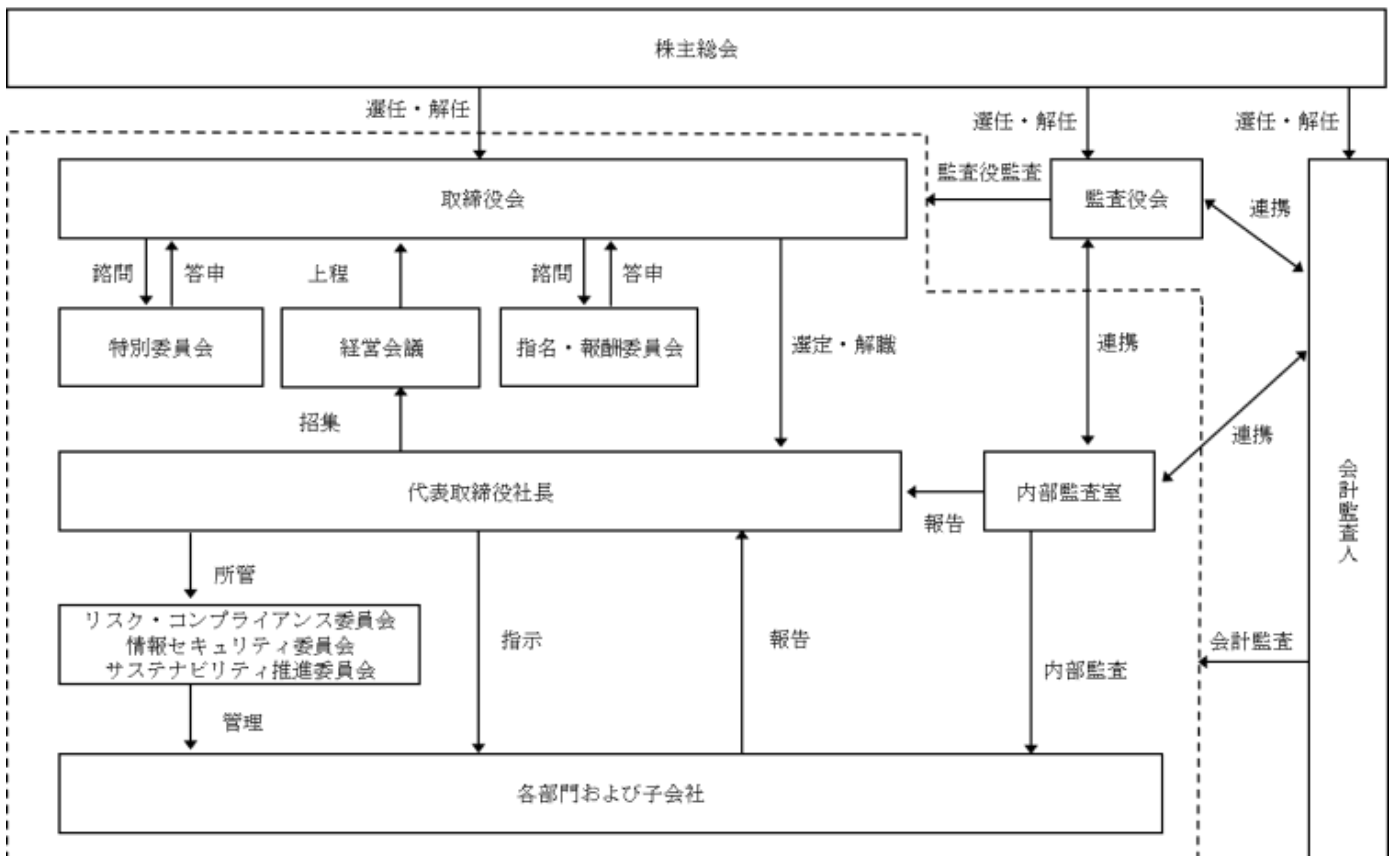
投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速に開示できる体制を構築しております。

適時開示に関する教育に関しては、役員・従業員(連結子会社の役員・従業員を含む)に対して重要会議及び研修会等の機会をとらえて適時開示の対象となる重要事実について周知徹底を図る予定です。

また、株主が当社グループに関する主要な情報を公平にかつ容易に取得し得る機会を確保するため、当社ホームページ上に四半期及び通期の連結財務諸表といった法定開示書類のみならず、株主の利害に直接的影響を及ぼすと思われる情報、決定及び発生事実情報等について随時掲載する予定です。可能な限り迅速かつ分かりやすい情報開示に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンス及び適時開示体制の概要に係る模式図については別表1、別表2をご参照ください。

別表1



別表 2



別表 3

取締役/ 監査役		業務 執行	指名・報酬委 員会メンバー	企業経営/ 経営戦略	クラウド/ ソフト ウェア	R&D/開発	DX/デー タ ビジネス	マーケティング/ ブランディング	セキュリティ/ リスクマネジメント/ 法務	財務会計/ 税務	内部統制 ガバナンス	サステナ ビリティ
内野 弘幸	社内		● (委員長)	●	●		●					
田中 潤	社内	●	●	●	●	●	●	●				●
島澤 甲	社内	●		●	●	●	●		●			●
藤本 泰輔	社内	●		●	●				●	●	●	●
山澤 光太郎	社外		●	●					●	●	●	●
矢島 孝應	社外		●	●	●	●	●					
岡田 俊輔	社外			●	●		●					
飯泉 香	社外		●	●				●	●			
大江 修子	社外								●		●	
浅枝 芳隆	社外									●	●	
岩下 成規	社外									●	●	